

大阪市東住吉区役所と学校法人城南学園大阪城南女子短期大学との包括連携に関する協定書

大阪市東住吉区（以下「甲」という。）と学校法人城南学園大阪城南女子短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が包括的な連携のもと、双方の持つ知的・人的・物的資源を有効活用することにより、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び連絡調整）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、別に定める担当部署において積極的に推進するものとする。

- (1) 地域コミュニティの活性化に関すること
- (2) 地域の人材育成に関すること
- (3) 地域文化の振興に関すること
- (4) 地域福祉・健康づくりに関すること
- (5) 地域の子育て支援に関すること
- (6) 地域防災に関すること
- (7) その他両者が必要と認める事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に進めるために、別に定める連絡調整窓口を設け、各年度の具体的な計画及びその実施状況について、定期的に協議を行うとともに、必要に応じて随時協議を行うものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了するまでに、甲又は乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、以後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成28年1月 日

大阪市東住吉区役所

区長 小倉 健宏

学校法人城南学園大阪城南女子短期大学

学長 西川 仁志